

# 保 健 だ よ り

## 山都町歯科対策 スローガン優秀作品発表!!

山都町では「3歳児のむし歯0本」と80歳になっても20本以上の自分の歯を保つ「8020運動」という目標を広く町民に知っていただくため、歯とお口の健康づくりの取り組みを親しみやすくイメージできるスローガンを募集しました。

小学生 中学生 高校生 一般の方から総数 352 作品の応募がありました。

2月23日に選考会があり、右記のとおり最優秀作品1点、優秀作品3点が選ばれ、各学校にて表彰状が授与されました。

選ばれたスローガンは今後、健康づくりの機会に利用していきます。



### 【最優秀賞】

「きれいな歯で、健康長生き 山都町」  
矢部高 北野 留唯 さん

### 【優秀賞】

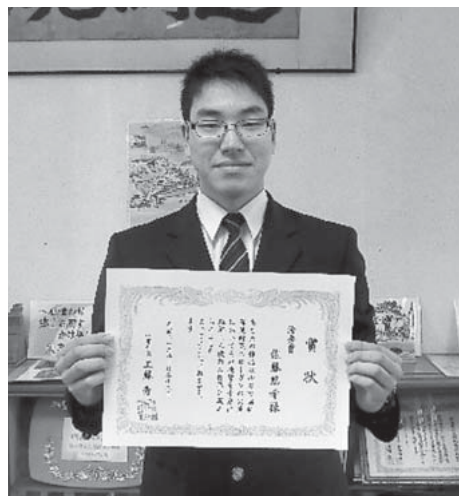
「よか歯で笑おうばい、山都町」  
矢部高 佐藤 悠希 さん

「山都町 みんなハピカでにっこにこ」  
清和小 梶原 真之 さん

「きれいな町にきれいな歯  
輝きのある山都町」  
蘇陽南小 小崎康志郎 さん



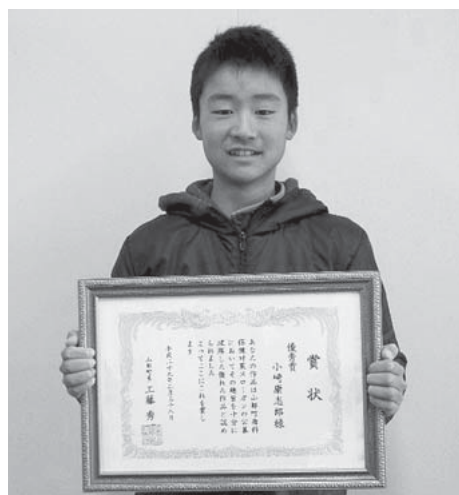
矢部高  
北野留唯さん



矢部高  
佐藤悠希さん



清和小  
梶原真之さん



蘇陽南小  
小崎康志郎さん

# 障がい者福祉だより

■今月は日常生活用具給付等事業についてご紹介します。

## 日常生活給付等事業とは

在宅の重度の障がい者等に対し日常生活上の便宜を図るための用具をを給付することにより、障がい者等が自ら日常生活を行なうことを可能とし、又は障がい者等を介護する者の負担軽減を図ることを目的とした事業です。

## 対象者について

対象者については、種目ごとに障害者手帳の等級、年齢等の条件があります。詳しくは役場健康福祉課までお尋ねください。

下記の「難病患者等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令に基づき厚生労働大臣が定める疾病に該当する難病患者等のことをいいます。

種別	種目	対象者	種別	種目	対象者	
介護・訓練用支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害、難病患者等	情報・意思疎通用具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障害又は肢体障害	
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害、知的障害、難病患者等		情報・通信支援用具（パーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト）	視覚又は上肢機能障害	
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害、難病患者等				
	訓練用ベッド					
	体位変換器					
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害	点字器	点字タイプライター	視覚障害		
訓練いす						
入浴担架	自立生活支援用具	下肢又は体幹機能障害、難病患者等	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害者活字文書読上げ装置		
入浴補助用具					平衡機能もしくは下肢又は体幹機能障害、知的障害、精神障害	
便器						
頭部保護帽					平衡機能もしくは下肢又は体幹機能障害	
T字状・棒状のつえ						
移動・移乗支援用具					上肢障害、知的障害、難病患者等	視覚障害者用ワードプロセッサ
特殊便器						
火災警報器					身体・知的障害で火災発生の感知・避難が困難	盲人用時計
自動消火器						
電磁調理器					視覚障害、知的障害	聴覚障害者用通信装置
歩行時間延長信号機用小型送信機						
聴覚障害者用屋内信号装置	腎臓機能障害	聴覚障害者用情報受信装置				
透析液加温器						
ネブライザー（吸引器）	呼吸器機能障害、難病患者等	人工喉頭				
電気式たん吸引器						
酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法者	ストマ装具				
盲人用体温計（音声式）						
盲人用体重計	呼吸器機能障害、難病患者等	紙おむつ等				
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）						
	排泄管理支援用具	尿管器具	人工肛門又は人工膀胱造設者			
			ストマ装具の装着ができないもの、高度の排便・排尿機能障害、脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者			
			高度の排尿機能障害			

## 自己負担について

原則基準額の1割負担となります。  
ただし、負担が高額にならないよう、上限額が設定されています。

## 申請に必要なもの

- ・印鑑
  - ・障害者手帳※
  - ・業者の見積書
  - ・給付申請用具をわかりやすく記載した書面（カタログ、パンフレット等）
- ※障害者手帳の取得が困難な難病患者の場合は代わりに医師の意見書が必要

## 注意事項

- ※給付を希望する日常生活用具について、支給の対象となるか必ず役場に確認したうえで業者から見積書を取り寄せてください。
- ※介護保険対象の方は、一部の福祉用具（便器・特殊マット、特殊寝台、入浴補助用具、移動用リフト等）については、原則として介護保険の保険給付となります。

## 【申請・問い合わせ先】

健康福祉課	72-1229
清和支所 健康福祉係	82-2111
蘇陽支所 健康福祉係	83-1111